

広島県告示第三百四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）附則第四条の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条の規定の例により第十一次鳥獣保護管理事業計画を変更した。

なお、この計画書は、広島県環境県民局自然環境課及び各広島県農林水産事務所（農林事業所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦